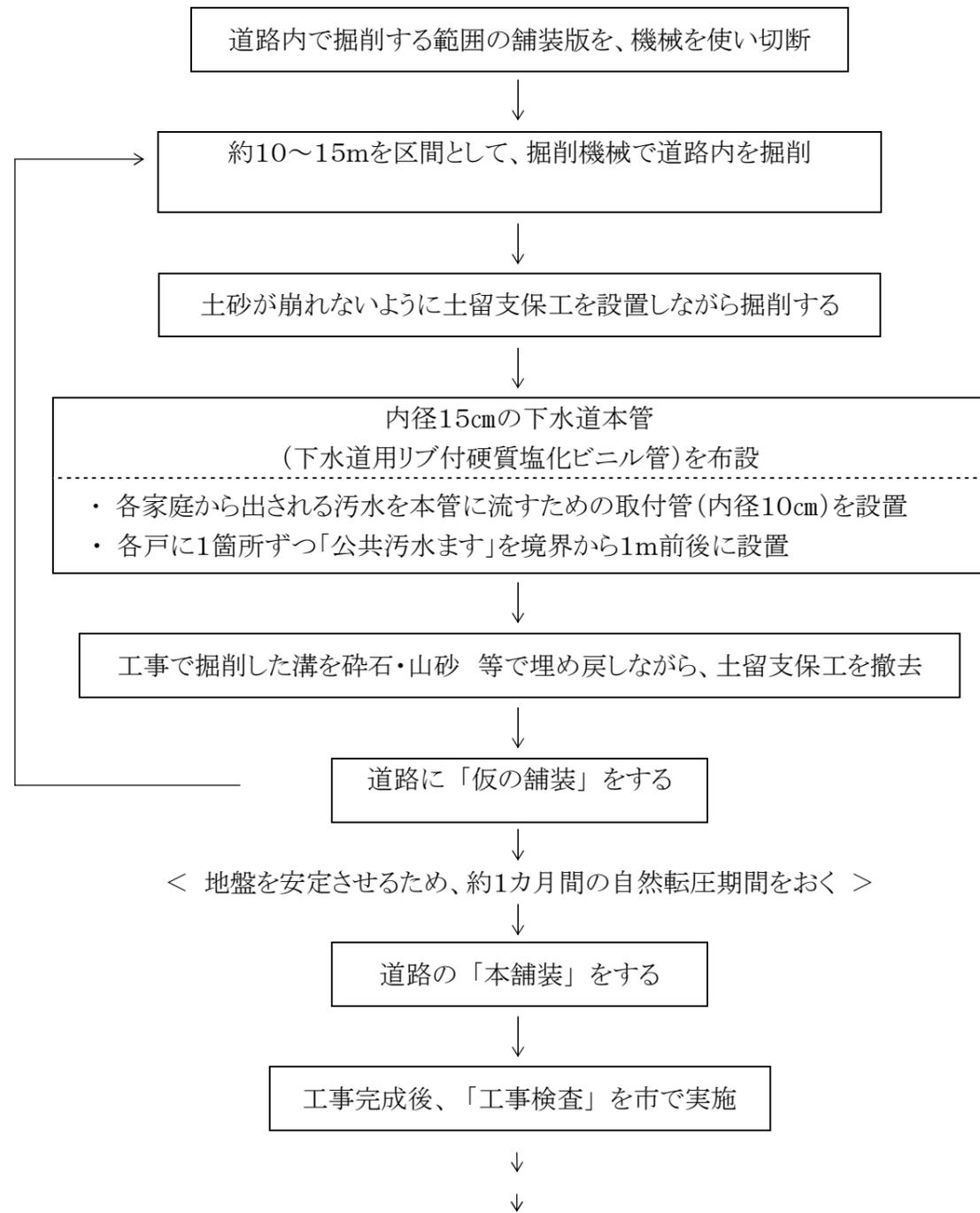
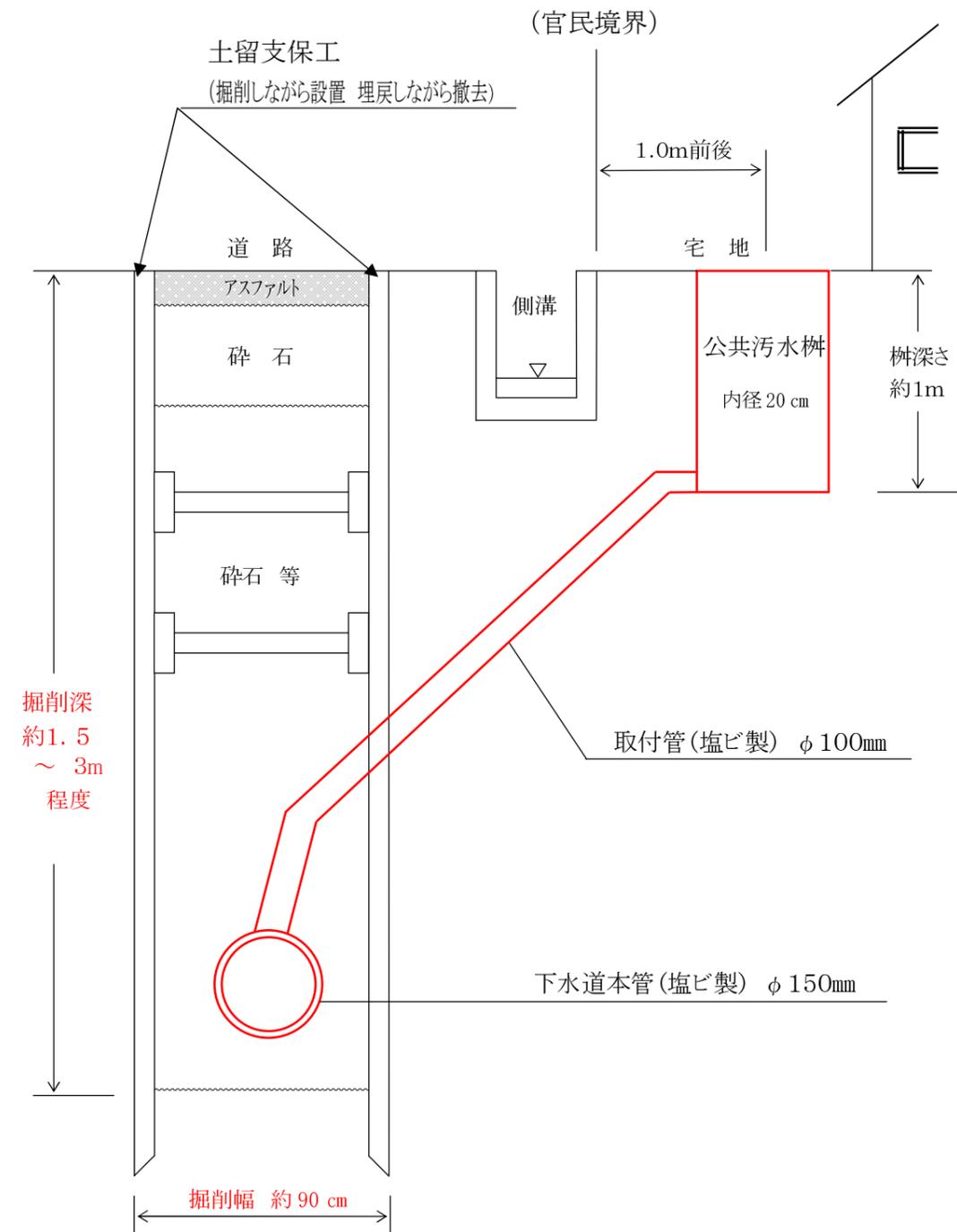


<下水道工事の流れ>



来年3月下旬「供用開始の告示」(説明会開催予定)

標準横断面図



各家庭の下水道設備について

1. 用語の説明

汚水……生活または事業からの排水をいいます。例えば、一般家庭においては、便所・洗濯場・風呂・台所・洗面所等から出る排水です。
なお、雨水は除きます。

汚水ます……住宅等から出された汚水を集め、下水道本管まで流下させるための「ます」の事で、管が詰まった時などに、掃除をするために大切なものです。
(後段記述の「公共汚水ます」を含みます。)

排水設備……住宅等から出された汚水を「公共汚水ます」まで流下させるための施設
(排水管、汚水ます等)のことです。

2. 「公共汚水ます」の設置……市(上下水道局)で設置。

(1) 設置場所

下水道本管が布設される道路等に面した宅地内で、原則道路境界から宅地側へ約1m以内の所に1箇所「ます」を設置します。この「ます」は、排水設備が正常にその機能を果たすために設けるもので、常に清掃できる場所に設置します。

(2) 設置個数……原則として水まわりのある家屋1棟につき1箇所とします。

(3) 構造……内径20～30cm、深さ1m前後。

(4) 設置経費

市で負担します。(基本的には、本管工事の際に市で設置しています。)
ただし、設置後の維持管理(フタの破損等)については原因者負担となります。

(5) 設置同意

「公共汚水ます」を私有地内に設置しますので、排水設備の使用者および土地所有者の方から事前に同意をいただきます(「公共汚水ます設置同意書」に署名)。

3. 排水設備……個人負担により、宅地内に設置する排水施設。

(1) 設置区間……家屋の台所・便所等から市が設置した「公共汚水ます」までの区間。

(2) 施工時期

下水道法第11条の3……

処理区域内でくみ取り便所のある建物の所有者は、処理開始の日から3年以内に水洗便所に改造しなければならない。

※ 供用開始の告示

下水道工事終了後、実際に下水道を使い、汚水を流す事ができるようになった日(供用開始日)・区域等を公示することです。

(3) 構造

排水管	内径 10 cm 以上
汚水ます	内径 15～30 cm

(4) 設置経費

個人負担です。

